



第10期第4回 東京地方労働 審議会資料

令和2年12月14日（月）

14時00分～16時00分

於：東京労働局 11階

共用会議室1-1、1-2

目次

- 1 令和2年度東京労働局行政運営方針・・・・・・・・（1～2頁）
- 2 新型コロナウイルス感染症への取組・・・・・・・・（3頁）
- 3 雇用環境・均等担当部署・・・・・・・・（4～8頁）
- 4 労働基準担当部署・・・・・・・・（9～14頁）
- 5 職業安定担当部署・・・・・・・・（15～22頁）
- 6 需給調整事業担当部署・・・・・・・・（23～24頁）
- 7 労働保険適用徴収担当部署・・・・・・・・（25頁）

—誰もが安心して働き能力を発揮できるTOKYOへ—

総合労働行政機関としての施策の推進

○雇用環境・均等、労働基準、職業安定、人材開発の各行政分野の施策の総合的、一体的な運営、局・署所が一体となった機動的かつ的確な対応

新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応

○特別労働相談窓口において労働者及び事業主からの相談に迅速かつ円滑に対応、雇用調整助成金等の周知及び迅速な支給

働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

▶ 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり

○長時間労働の是正、労働条件の確保・改善対策、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備、迅速かつ公正な労災保険の給付、労働関係法令の普及等に関する取組

▶ 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

○生産性向上等に取り組む企業への助成金活用、パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法の施行への対応、非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

▶ 総合的なハラスメント対策の推進

○改正労働施策総合推進法の周知、職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施、労働関係紛争の早期解決の促進

▶ 柔軟な働き方がしやすい環境整備等

○テレワークの普及促進

▶ 治療と仕事の両立支援

○ガイドライン等の周知啓発、地域両立支援推進チームの運営、トライアングル型サポート体制の構築、がん等の疾病による長期療養が必要な労働者に対する就職支援の強化等

人材確保対策の推進、多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

▶ 人材確保対策の総合的な推進等

○マッチング機能の更なる充実強化、雇用吸収力の高い分野への重点支援、雇用管理改善による魅力ある職場づくりの促進等、成長企業等への転職・再就職支援

▶ 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

○ミドル世代チャレンジコーナーでの集中的な就労支援、短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援、氷河期世代を正社員で雇入れた企業への助成金の拡充、地域若者サポートステーションの対象年齢の拡大、地域ごとのプラットフォームの形成・活用

—誰もが安心して働き能力を発揮できるTOKYOへ—

人材確保対策の推進、多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 (続き)

▶ 若者に対する就職支援

○新卒者等への正社員就職の支援、フリーター等への正社員就職の支援、若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進

▶ 高齢者の就労の促進

○シニア応援コーナーにおけるマッチング支援、65歳を超える継続雇用延長等に向けた環境整備、地域における多様な就業機会の確保、改正高年齢者雇用安定法の周知・啓発

▶ 女性活躍の推進

○改正女性活躍推進法の周知徹底、男女の均等な機会及び待遇の確保の推進、仕事と家庭の両立支援の推進

▶ 障害者の就労促進

○障害者の雇用の促進等に関する法律の円滑な施行に向けて、公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の実施、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化、多様な障害特性に対応した就労支援の強化、差別禁止及び合理的配慮の提供義務等の着実な実施

▶ 外国人材受入れの環境整備

○外国人労働者の適切な雇用管理の確保、労働条件等の相談・支援体制の強化、留学生・定住外国人等に対する就職支援、技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化

▶ 生活保護受給者等、特別な配慮が必要な者への就労支援

○生活保護受給者等の就労支援、刑務所出所者等の就労支援、公正な採用選考システムの確立

▶ 人材育成の強化に向けた能力開発及び高齢期も見据えたキャリア形成支援の推進、技能を尊重する気運の醸成

○公共職業訓練を活かした就職支援、ハロトシをはじめとした施策の周知・広報に係る取組の推進、中高年齢層向け訓練の活用促進

▶ 雇用保険手続の電子申請の利用促進

▶ 毎月勤労統計調査に係る雇用保険・労災保険等の追加給付

労働保険適用徴収業務の適正な運営

○労働保険の末手続事業一掃対策の推進、労働保険料等の適正徴収、電子申請及び口座振替納付の利用促進、労働保険事務組合に対する指導等

民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の推進

○改正労働者派遣法及び職業安定法の周知及び指導、民間人材ビジネス等に対する厳正な指導監督の実施

東京労働局・労働基準監督署・ハローワークにおける 新型コロナウイルス感染症への取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気減速が生じ、これに伴い雇用情勢も悪化する中、東京労働局・労働基準監督署・ハローワークでは以下のとおり各種支援策を講じるとともに、飛沫感染防止シート・消毒液の設置など感染防止対策を図りながら業務を行っている。

【主な支援策】

- ・特別労働相談窓口等の開設
- ・労働保険の年度更新期間の延長、労働保険料等の納付の特例猶予
- ・特別休暇制度の導入支援（学校休業、母健休暇）
- ・労働者派遣事業者に対し、要請文の送付等による雇用維持等の要請

<助成金制度の新設・拡充>

- ・雇用調整助成金特例措置拡大
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度（新設）
- ・働き方改革推進支援助成金特例措置
- ・両立支援助成金特例措置
- ・母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（新設）
- ・小学校休業等対応助成金・支援金（新設）



自作した飛沫防止シート

■感染防止を図るため、電話による労働相談、電子申請、郵送での各種届出、申請を促進している。

【電話による相談等が可能な主なもの】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、雇止め、配置転換、賃金引下げなどの他あらゆる分野の労働相談
- ・ハローワークによる職業紹介など
- ・労働保険料等の納付に関すること

【電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続き】

- ・36協定や就業規則の届出・労働者死傷病報告・労災保険給付請求書の提出など
- ・雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届出など
- ・ハローワークへの求人申込
- ・ハローワークや雇用環境・均等部の各種助成金申請など（郵送のみ）※雇用調整助成金はオンライン申請可能
- ・労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可申請など
- ・労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書、特別加入申請書・変更届等

【インターネットによる情報収集が可能な主なもの】

- ・ハローワークインターネットサービスによる求人情報
- ・労働者の労働条件、安全や衛生に関する各種情報、FAQ

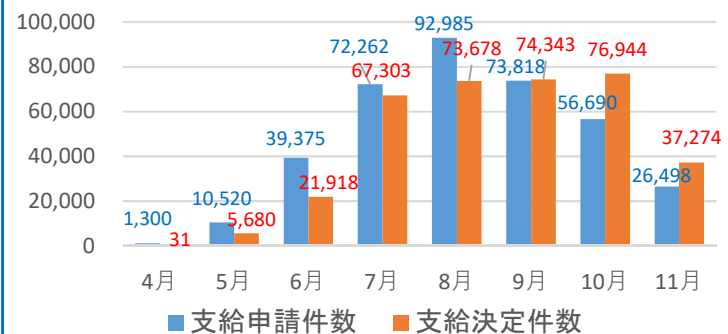
【法律・制度などの周知】

- ・Webによる説明会や人数制限をかけ小規模での開催など

特別労働相談窓口及び署所における新型コロナウイルス感染症関連の相談状況（R.2年2月14日～11月20日）

相談内容	件数	割合
雇用調整助成金	172,126	83.7%
休業	14,000	6.8%
雇用保険	3,376	1.6%
解雇・雇止め	3,247	1.6%
賃金	2,904	1.4%
安全衛生	1,291	0.6%
労働時間	842	0.4%
休暇	789	0.4%

雇用調整助成金取扱状況（R.2年4月1日～11月20日）



新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金取扱状況（R.2年4月1日～11月20日）

申請合計数	申請者	
	労働者	事業主
174,660	150,407	24,253

支給決定件数	支給状況		
	支援金	給付金	支給率
127,989	32,961	95,027	73.3%

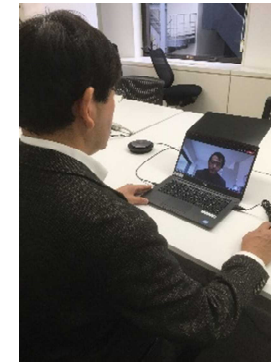
1 「働き方改革」推進の取組

■ 「働き方改革」推進の取組状況

具体的取組の状況

(1) 関係団体等への働きかけ

労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所の幹部が関係団体を訪問し、働き方改革に関する取組を促すとともに、情報発信を行っている。また、働き方改革に取り組もうとする企業を対象に、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングを実施している。



オンライン相談



オンラインセミナー

(2) 「東京働き方改革推進支援センター」による中小企業・小規模事業者に対する支援

働き方改革に向けた取組を支援するため、電話・メール相談、訪問によるコンサルティングを行っている。また、関係団体等と連携してセミナーや出張相談会を開催している。

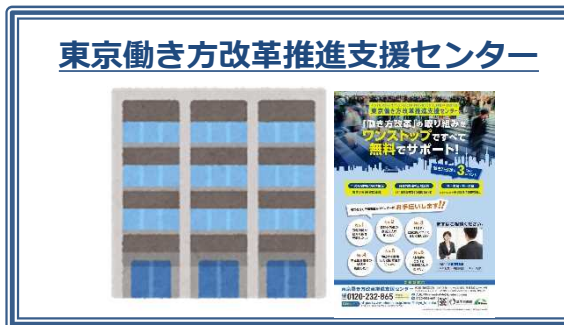
《センターの主要事業》

1. メール・電話相談
2. 訪問によるコンサルティング
3. セミナー・出張相談会

働き方改革関連法・助成金等の説明、個別相談



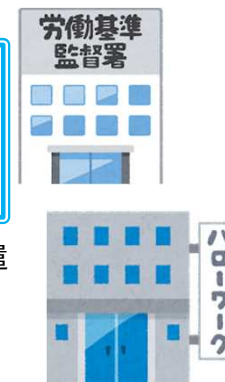
出張相談会



【連携先】

事業主団体、自治体、
労働基準監督署、ハローワーク

各機関が主催するセミナーへの講師派遣
常設相談コーナーの設置
出張相談会の開催



自治体出張相談会



説明会



新宿駅西口における
マルチビジョンでの広報

(3) 金融機関との連携

働き方改革推進の包括連携協定を締結した金融機関と連携し、顧客企業に対するセミナーや相談会を実施して働き方改革の支援に取り組んでいる。

[締結金融機関]

(株)きらぼし銀行 東京東信用金庫
城南信用金庫 日本政策金融公庫
多摩信用金庫



(4) 東京都との連携

東京都との雇用対策協定に基づき、都が設置した「TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口」（飯田橋）に働き方・休み方改善コンサルタントを配置し、企業からの働き方改革の相談等に応じている。

また、都が実施している「働き方改革宣言奨励金」申請事業場に対する事前研修等に講師を派遣している。

下半期の取組

1. 東京労働懇談会（政労使会議）の開催（会議構成員18機関）

（令和3年2月実施予定）

- 東京の中小企業等の働き方改革取組状況や各機関の施策などを共有し、意見交換を行う（労働施策総合推進法第10条の3に規定する「協議会」として位置付け）

2. 企業トップ等への働きかけ

- 働き方改革の取組を進める企業の情報収集を積極的に実施する。企業トップ等への働きかけを含め、引き続き働き方改革を推進していく。労使団体へ各種施策を周知するとともに、大企業の働き方改革の取組が中小企業の働き方改革の妨げとなるいわゆる「しわ寄せ」防止について要請等を実施する。

2 均等法、育介法、パ有法等の施行状況

法の履行確保

法の周知

(~10月)

■局主催説明会	5回	(延べ参加者数 150名)
■他機関等主催説明会	7回	(延べ参加者数 270名)
■資料送付	8回	(延べ送付数 13,500社)

相談状況

均等法、育介法、パート法、パ有法、労推法
関係相談件数

9,644件

指導状況(報告徴収)

	報告徴収実施企業数		助言指導件数	是正率
		助言企業数		
男女雇用機会均等法	85	76	145	98.6%
育児・介護休業法	94	92	277	97.5%
パ有法・パート法	104	97	362	96.1%

援助・調停

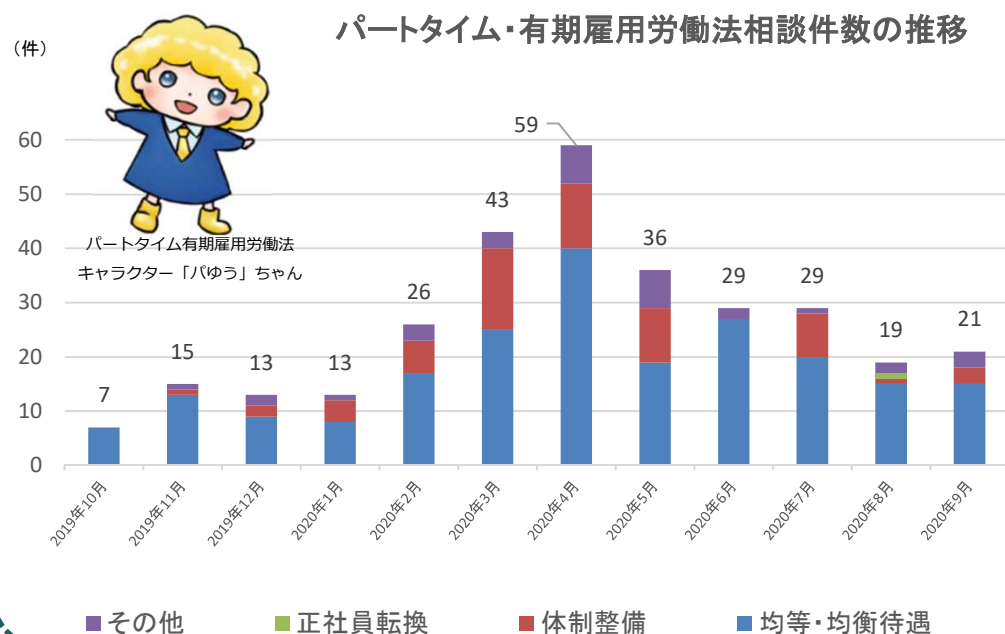
労働局長による紛争の解決援助の申出受付件数 42件(前年同比 61.5%増)

紛争調整委員会による調停申請受理件数 24件(同 300.0%増)

3 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

■ パートタイム・有期雇用労働法の周知及び支援

●パートタイム・有期雇用労働法における中小企業への令和3年度からの円滑な施行に向け、法改正に関する説明会のほか取組状況に関する自主点検票を5506社に送付し自社の取組状況を確認させ、取組を促した。10月より毎週実施している個別相談会を始め、あらゆる機会を通じて周知を図っている。



下半期の取組

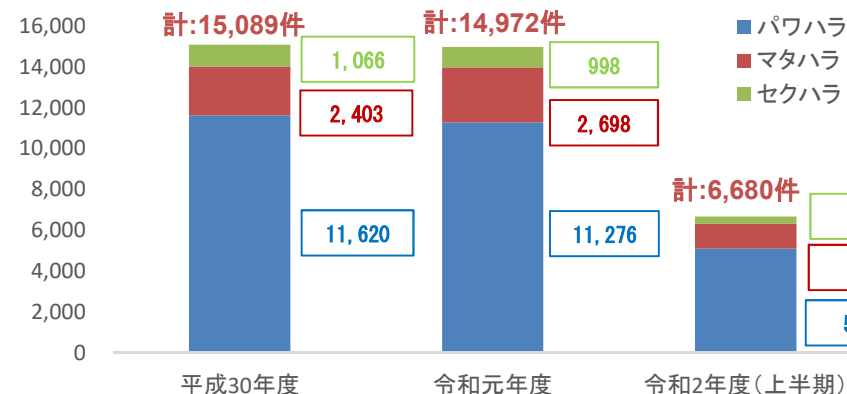
○パートタイム・有期雇用労働法について、自主点検の結果、取組が進んでいない企業に取組を促進するため、10月より個別相談会を毎週実施する等、あらゆる機会を通じて周知を図っていく。

4 総合的ハラスメント対策の一体的実施

■ ハラスメントの相談状況

事業主のパワハラ防止対策措置の実施の義務化（大企業）が本年6月1日から施行されたことについて、これまでのセクハラ、マタハラ対策と併せ、一体的に取り組むよう、自主点検（5,267社）を実施したほか、あらゆる機会を通じて周知・徹底を図っている。

【単位：件】 【パワハラ、マタハラ、セクハラに関する相談件数の推移】



※「マタハラ」の相談件数には、育児・介護・妊娠・出産等ハラスメントの他、妊娠・出産、育児休業・介護休業等を理由とする解雇、退職強要、雇用形態の変更等不利益取扱いに関する相談を計上。

下半期の取組

事業主・労働者の皆さまへ（東京労働局からのお知らせ）

12月は、「職場のハラスメント撲滅月間」です！

東京労働局にハラスメント対応特別相談窓口を設け、職場のハラスメント全般の相談を受け付けます。

例えば、次の相談を受け付けます。

- 「セクハラ、マタハラ、パワハラでの悩み！」
- 「ハラスメント防止対策を導入したい！」

相談 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課
03-3512-1611 又は 03-3512-1608

12月の「ハラスメント撲滅月間」中に、特別相談窓口を設置して迅速な相談対応を行う。

5 女性の活躍推進等

■ 女性活躍推進法関係進捗状況

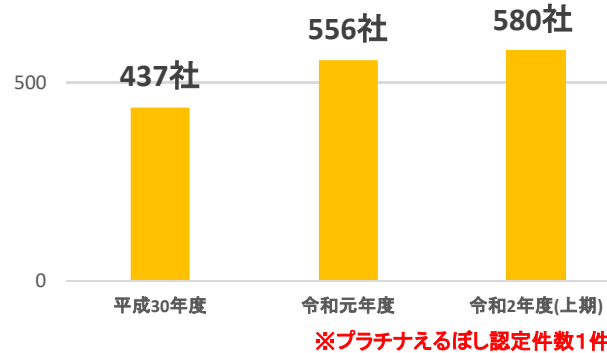
一般事業主行動計画届出率
99.2%
(9月末)

300人以下の
女活行動計画届出企業数
1,106社

うち、令和2年度届出件数
85社
(9月末)

※101人以上は令和4年4月～義務化

えるぼし認定企業数の推移



認定マーク「えるぼし」

特例認定マーク
「プラチナえるぼし」

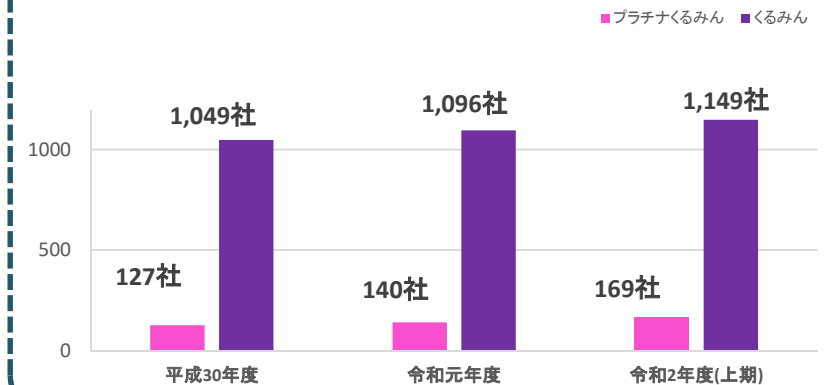


6 仕事と家庭の両立支援

■ 次世代育成支援対策推進法関係進捗状況

一般事業主行動計画届出率
93.3% (9月末)

くるみん認定企業数の推移



次世代認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん」



下半期の取組

- 改正女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法の確実な施行を図るため、あらゆる機会を通じて周知・徹底を図る。
- 女活行動計画策定届については、令和4年4月からの101人以上事業主の義務化に向けて、特に努力義務企業（300人以下事業主）に対して計画的に届出勧奨を行う。

7 個別労働紛争の解決制度に関する施行状況

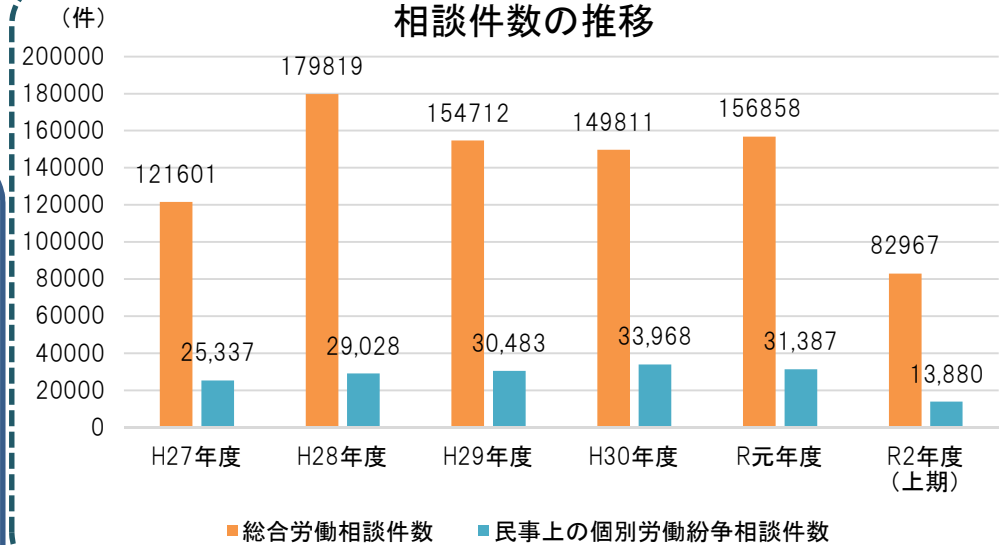
令和2年度上半期の相談、助言・指導、あっせん

○ 総合労働相談件数	82,967件 (前年同期比 8.7%増)
うち民事上の個別労働紛争相談件数	13,880件 (同 12.8%減)
○ 労働局長による助言・指導の申出受付件数	180件 (同 52.0%減)
○ 紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数	445件 (同 14.4%減)

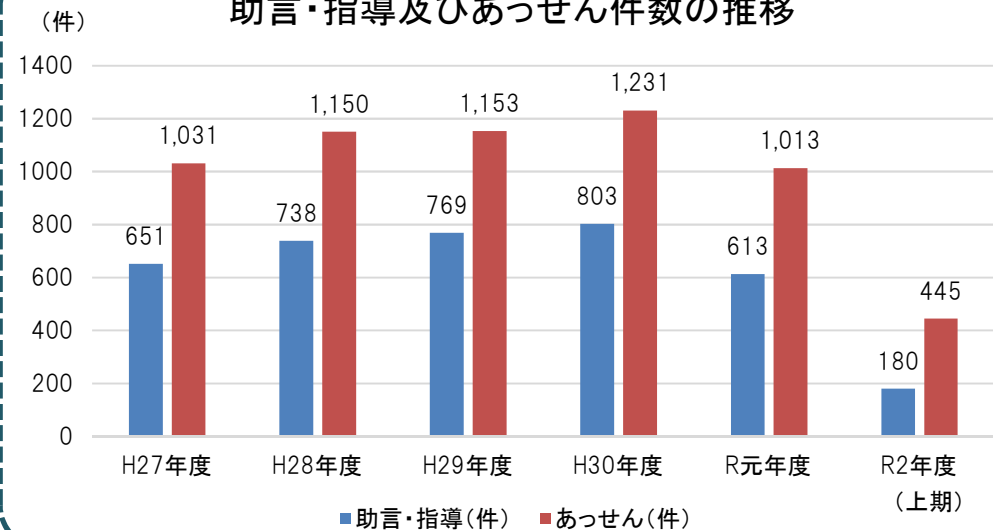
下半期の取組

- あらゆる機会をとらえて総合労働相談コーナーを周知するとともに、機能強化のため総合労働相談員の資質向上を図る。
- 相談への的確な対応、個別労働関係紛争の円滑・迅速な解決を図るため、関係機関・団体と引き続き連携を図る。

相談件数の推移



助言・指導及びあっせん件数の推移



1 「働き方改革」の推進とコロナ禍における労働環境の改善・整備

(1) 長時間労働の是正・過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

各種情報から時間外・休日労働時間が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して重点的な監督指導を実施。

ア 1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対する

監督の実施状況

<4月～9月の実績>

実施件数	505件 【速報値】
違反率	74.8%

イ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る 労災請求が行われた事業場に対する監督の実施状況

<4月～9月の実績>

実施件数	119件 【速報値】
違反率	65.5%

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等のおそれのある事業場に対する啓発指導の実施

報道及びTSR情報等各種情報の収集に努め、関係部署と連携の上、関係法令が遵守されるよう啓発指導を実施。

<4月～9月の実績> 実施件数 179件 【速報値】

下半期の取組



- 1 窓口及び各種説明会において、長時間労働の抑制への取組を求めるとともに、重点的に長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導を実施する。
- 2 引き続き、各種情報収集に努め、新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等のおそれのある事業場に対する啓発指導を実施する。
- 3 11月に過重労働解消キャンペーンを実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な取組を行う。

<取組内容>

- (1) 重点監督の実施 (2) 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)の実施
- (3) 使用者団体等への協力要請 (4) ベストプラクティス企業への職場訪問の実施
- (5) 周知・啓発の実施

(3) 中小企業等に対する改正労基法等の周知徹底のための相談・支援

平成30年4月から、働く方々の労働条件の確保・改善を目的として、各監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」(労働時間相談・支援班、調査・指導班)を編成するとともに、「労働時間相談・支援コーナー」を設置して、労働時間の改善などを促し、働き方改革の推進を図っている。

令和2年度は、中小企業への対応に当たり、改正法の趣旨・内容の理解の促進に努め、自主的な改善が図られるよう、成功事例や支援策を提示するなど、きめ細やかな相談・支援を行う。

ア 労働時間相談・支援班

監督署における労働時間相談・支援班による労働時間制度全般についての説明会等における周知、事業場への個別訪問、窓口等での法令教示。

<4月～9月の実績>【速報値】

- ① 説明会等 79回 参加事業場数 704事業場
- ② 事業場への個別訪問 1,547件
- ③ 窓口等での法令教示 9,940件

イ 「しわ寄せ」防止

下請等中小事業者からの相談や監督指導等で把握した「しわ寄せ」に係る情報について、地方経済産業局など関係行政機関への通報を確実にし、「しわ寄せ」防止総合対策を推進。

下半期の取組



- 1 労働時間相談・支援コーナーでの懇切・丁寧な相談対応を実施。
- 2 時間外労働の上限規制への具体的な対応方法などの分かりやすい説明会の開催による周知徹底の取組を行う。
- 3 企業のニーズに応じた訪問支援・個別訪問による支援の実施。
- 4 中小企業が自主的な改善を図ることができるように好事例集を作成し、成功事例や支援策を提示する等、きめ細やかな相談・支援を行う。
- 5 地方経済産業局及び公正取引委員会事務総局地方事務所等の関係行政機関との連携に配慮し、引き続き、「しわ寄せ」防止総合対策を推進する。

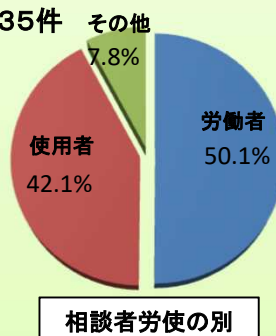
2 労働基準監督機関に対する申告・相談等への迅速・的確な対応

(1) 申告・相談への対応

労働局及び監督署の相談窓口において、申告・相談者の置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとともに、賃金未払(休業手当の未払いを含む)や解雇などの事案については、優先的に監督指導などを実施。長時間労働、賃金不払残業などに関する投書等の情報については、その内容や状況を踏まえた上での確に対応。

申告受理件数(4月～9月): 2, 189件【速報値】前年同期2, 135件
(前年度同期比2.5%増)

相談件数(4月～9月):
132, 154件 前年同期152, 187件
(労働基準部・各署(支署)受付分)【速報値】
(前年度同期比 13.2%減)



(2) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用

新型コロナウイルス感染症の影響等による経済的損失を受け、企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、不正受給防止にも留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用。

未払賃金立替払認定申請件数(4月～9月)
93件 前年同期125件【速報値】(前年度同期比 25.6%減)

下半期の取組

- 引き続き、賃金未払等の申告事案について優先的に監督指導を実施し、適切に対応していく。
- 引き続き、労働者の早急な救済の観点から、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図る。

(3) 外国人労働者相談コーナーの拡充

令和2年4月から対応言語を拡充した(カンボジア語、モンゴル語、韓国語、タイ語、インドネシア語)。

また、新宿労働基準監督署(令和2年4月)、品川労働基準監督署(令和2年11月)にも外国人労働者相談コーナーを新設する等により拡充。

令和2年6月に新規設立された外国人在留支援センター(FRESC)内に、「外国人特別相談・支援室」を設置し、外国人労働者相談コーナーを拡充。増加する外国人労働者からの相談に引き続き的確に対応する。

【局監督課】

英語	月・木・金
中国語	月・火・木
タガログ語	月・火・水・金
ベトナム語	月・火・水・木・金
ネパール語	火・水・木
カンボジア語	水
モンゴル語	金

【新宿署】

英語	月・火
中国語	火・木・金
ミャンマー語	月
韓国語	木・金
タイ語	水
インドネシア語	水

【品川署】

中国語	水・金
タガログ語	月・木

【外国人特別相談・支援室(FRESC内)】

英語	月～金
中国語	月・火・水

※ 外国人特別相談・支援室は、外国人労働者(特に高度人材)を雇用する事業主サービスの充実を図る目的で設置され、外国人を雇用する(予定も含む。)事業者を対象とした、外国人労働者の法定労働条件の確保のためのセミナーの開催や訪問支援を行い、また、労使からの労働条件に関する相談を受け付けている。

3 第13次東京労働局労働災害防止計画3年度目における労働災害防止対策

○ 労働災害発生状況
(昨年の状況)

死亡災害は、昨年(令和元年)過去最少の47人となったところであり、13次防の目標(56人以下)の達成見込みである。

一方で、休業4日以上之死傷災害については、都内の就業者数の増加や、高齢の労働者の増加を背景として、近年増加しており、昨年(令和元年)は、84人増加の10,570人となった。

(本年10月末日現在の状況)

本年(令和2年)の労働災害発生状況についてみると、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響等もあり、死亡・死傷ともに減少している。

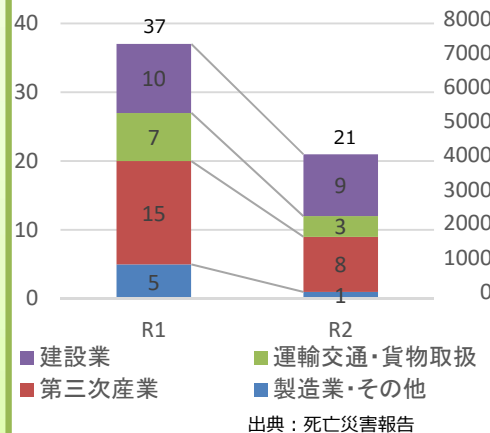
死亡災害:前年比 16人減少の 21人 -43.2%

死傷災害:前年比 123人減少の 7,229人 -1.7%

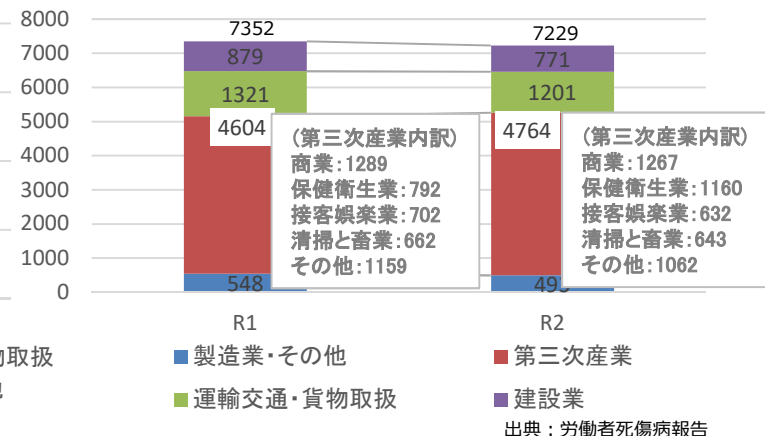
(社会福祉施設における業務上腰痛93件(前年同期比+20人 27.4%増))

業種別労働災害発生状況(令和元年・2年(10月速報値比較))

【死亡災害】



【休業4日以上之死傷災害】



新型コロナウイルスによる緊急事態宣言(4月・5月)中、前年同期に比べ災害件数は大きく減少し、緊急事態宣言解除後も前年同期比減少を維持している。

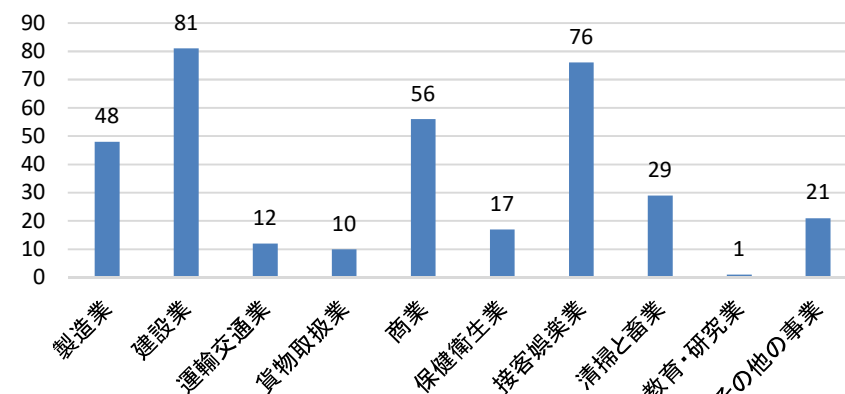
下半期の取組

- 災害防止講習会等においてWEB講習資料の活用
建設業・運輸業・小売業等の災害防止講習会について、オンラインによる開催や資料送付による講習内容の周知を行うほか、当局で作成した業種別(建設業・運輸業・小売業等)の災害防止のためのWEB動画資料をHPに公開し活用を図っている。
- 高年齢労働者の災害防止に向けた取組について
都内における死傷災害の約半数が50歳以上であるなど、特に重点的に取り組むべき高年齢労働者の災害防止に向けた取組みとして、本年施行されたエイジフレンドリーガイドライン及びエイジフレンドリー補助金について、あらゆる機会を活用して周知を図っているほか、WEB動画資料を作成し活用を図っている。
- ビルメンテナンス業に対する取組について
昨年の9月から業界団体と連携し、合同パトロールや講習会の実施等、様々な取組みを行っているところであり、ビルメンテナンス業において幸いにも本年は交通事故(1人)を除き死亡災害は発生していない。

※外国人労働者による死傷災害発生状況

令和元年の死傷災害のうち外国人労働者による災害は351件と全体の3.3%を占めている。また業種別にみると、建設業における災害が81件と最も多く、外国人労働者災害全体の23%を占めている。

令和元年における外国人労働者死傷災害発生状況



4 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(1) ストレスチェック制度実施の推進

- ・ ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、結果報告未提出事業場に対して個別指導を実施（10月末現在、個別指導111件実施）
- ・ ストレスチェック結果を集団分析しその結果の活用についての周知を図るため、自主点検を実施

(2) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

- ・ 精神障害に係る労災支給決定があった事業場に対し、パワーハラスメント防止対策の啓発を含む、メンタルヘルス対策の取組等について指導を実施（10月末現在、個別指導17件実施）
- ・ 概ね3年程度の期間に、精神障害に係る労災支給決定事案を複数発生させた「企業の本社」に対し、パワーハラスメント防止対策の啓発を含む、全社的なメンタルヘルス対策の取組等について指導を実施（10月末現在、個別指導3件実施）

(3) 治療と仕事の両立支援

- ・ 東京地域両立支援推進チーム会議を開催（10月26日開催） ・ 経営トップによる基本方針の公募

(4) 熱中症の防止対策

- ・ 暑くなる前の2月から熱中症のパンフレット27,700部を災害防止団体等に配布
- ・ 関係団体に熱中症予防対策の徹底について要請書交付
- ・ 最も暑い7月及び8月の2か月間、WEBによる熱中症予防対策セミナーを開催（YouTube視聴回数2,359回）
- ・ 上記等の取組により5月1日から9月30日まで「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開

(5) 職場における新型コロナウイルス感染予防対策

- ・ 関係団体に感染予防についての協力依頼、要請を行い、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用を勧奨し具体的対策の取組について要請

下半期の取組

職場におけるメンタルヘルス対策と職業性疾病対策の推進

○引き続き、1～4について重点的に取り組むものとする。

1 メンタルヘルス対策

- ・ ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、結果報告未提出事業場に対する集団指導、個別指導の実施
- ・ 精神障害等に係る労災支給決定があった事業場、複数の精神事案に係る労災請求事案を発生させた企業本社に対する個別指導の実施
- ・ メンタルヘルス対策好事例集の作成

2 治療と仕事の両立支援

地域版周知用リーフレットの改訂 ・ 経営トップの方針表明の公募 ・ 好事例の収集

3 職場における新型コロナウイルス感染予防対策

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用を周知

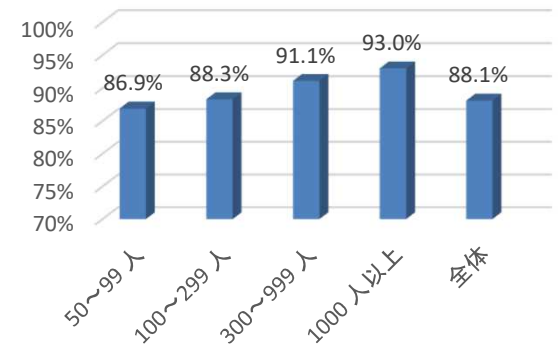
4 改正石綿障害予防規則に対する対応

「WEBによる改正石綿障害予防規則セミナー」の開催と本省指示による計画的店社指導の実施

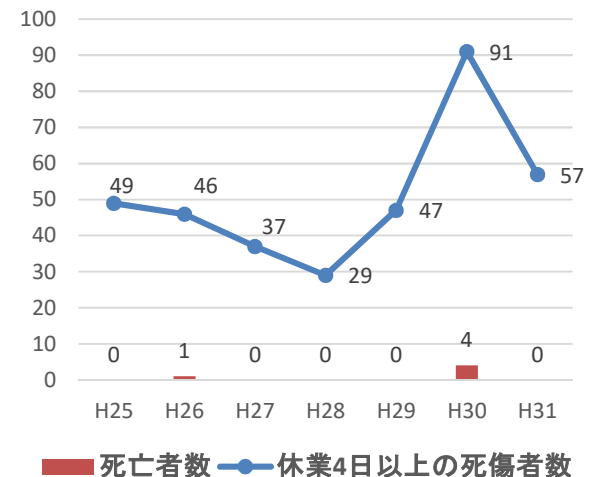
○ ストレスチェック実施結果報告書の提出状況（令和元年分）

提出率 72.2%（R2.3.26現在）

ストレスチェック実施後に集団分析を実施した事業場の割合（令和元年分）



○ 熱中症による労働災害の推移（H25年～H31年）



5 最低賃金制度・最低工賃制度の適切な運営

(1) 東京都最低賃金(令和2年度改正)

時間額 1,013円(昨年と変わらず)

(2) 東京都最低賃金の周知・広報

広報誌・HP掲載依頼、リーフレット・ポスター配布(約3,400箇所)

- ① 国の機関、東京都、各区市町村
- ② 労使団体、地域・職域団体、同業者組合、郵便局等公的機関
求人情報誌、学校(大学・高校・専門学校・日本語学校)等
- ③ 過去の監督指導歴等により周知が必要と思われる個別事業場

(3) 中小企業・小規模事業者への支援措置の周知

- ① 東京働き方改革推進支援センターの周知
最低賃金等に関するワン・ストップ無料相談(委託事業)
- ② 業務改善助成金の周知
(雇用環境・均等部と連携して実施)

下半期の取組

1 特定(産業別)最低賃金の円滑な審議

2 東京都最低賃金の周知・広報

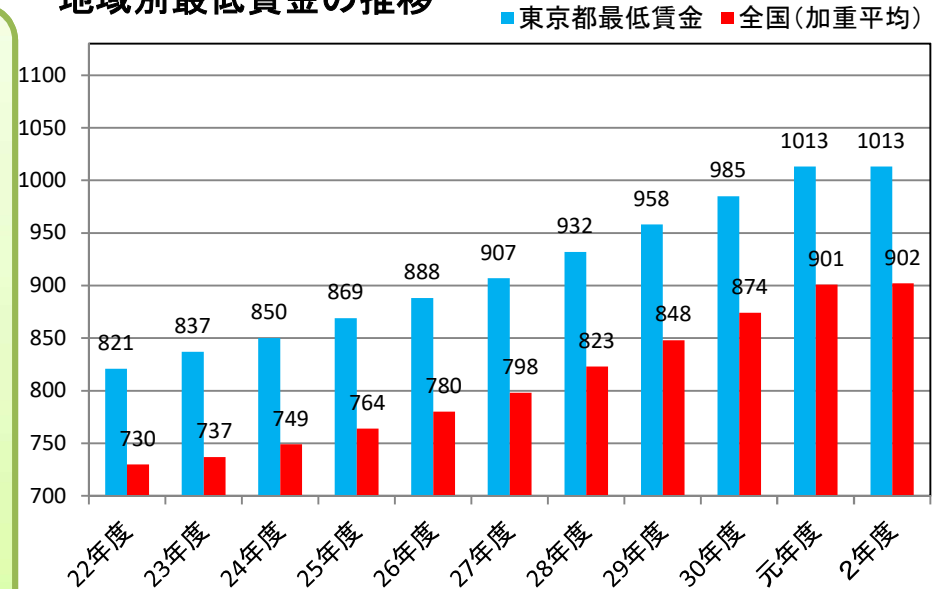
- ① 東京都最低賃金の周知・広報のため、都内全自治体広報誌(63件)への掲載率100%を目指し、積極的な掲載依頼
- ② 関係部署と連携し、「業務改善助成金」等の活用、「東京働き方改革推進支援センター」の利用について、積極的な周知を実施

3 最低賃金履行確保監督の適切な実施

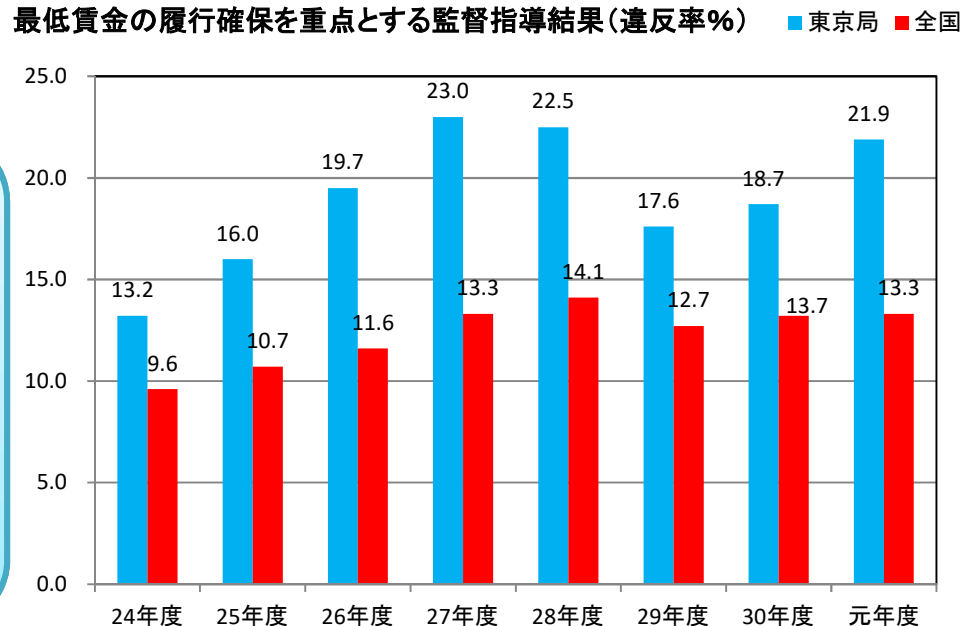
- ① 管内状況及び各種の調査結果を踏まえた適切な対象業種の選定
- ② 的確な監督指導の実施

4 東京都革靴製造業最低工賃・婦人既製服製造業最低工賃改正の円滑な審議

地域別最低賃金の推移



最低賃金の履行確保を重点とする監督指導結果(違反率%)



6 迅速・適正な労災補償の実施

(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を行う。

(2) 脳・心臓疾患及び精神障害事案の迅速・適正な処理

脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案については、調査計画を策定した上で、効率的・効果的な調査を実施し、認定基準に基づいた適正な認定を行う。

(3) 石綿関連疾患の給付請求事案の迅速・適正な処理

石綿ばく露作業従事歴等の的確な把握を行い、認定基準に基づいた適正な認定を行う。

新規労災指定医療機関に対して石綿関連疾患に係るパンフレット等を送付し、受診者に対する労災請求勧奨を依頼

(4) 新型コロナウイルス感染症の給付請求事案への的確な対応

新型コロナウイルスへの感染経路等の的確な把握を行い、迅速・適正に認定を行う。

集団感染が発生した事業場に対し、感染者に関する労災請求勧奨を実施

具体的な取組

- 1 労災保険の各種保険給付請求について、引き続き迅速な事務処理を実施するとともに、認定基準に基づく適正に認定を行う。
- 2 脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患に係る労災請求事案について、引き続き関係部署との連携を図り、効率的かつ効果的な調査を実施するとともに、認定基準に基づく適正な認定を行う。
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る労災請求事案について、引き続き迅速に決定するとともに、業務による感染が労災保険給付の対象となることについて、積極的な周知を実施することにより、労災請求を促す。

新型コロナウイルス感染症の労災補償状況(令和2年9月末時点)

請求件数	決定件数
436件	239件

給付決定件数(令和2年4月～令和2年9月)

給付の種類	件数(件)	昨年同期比
療養(補償)給付	202,016	91.16%
休業(補償)給付	24,831	109.12%
障害(補償)給付 (注)	20,997	98.68%
遺族(補償)給付 (注)	24,490	99.43%

(注)年金給付含む

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害の労災補償状況



石綿関連疾患の労災補償状況(石綿肺を除く)



1 人材確保対策の総合的な推進等

■ハローワークにおけるマッチング機能の更なる充実強化

(1) 求人者に対する充足支援の更なる強化

- ① 求人者ニーズを的確に把握し、適合する求職者の探索
- ② 求職者にアピールできる求人票となるよう求人コンサルティングの実施
 - ・ 求人の長所を引き出すため求人者の人材ニーズの的確な把握
 - ・ 応募しやすい求人条件・分かりやすい記載内容となるよう支援
- ③ 雇用管理指導援助業務と連携
- ④ マッチングの精度向上のための一体的取組
 - ・ 求人部門と職業相談部門が一体となって行う求人充足会議の実施
- ⑤ 未充足求人者のフォローアップの実施
 - ・ 企業のアピールポイント等の補足情報を追加
 - ・ 求人条件緩和指導 など

(2) 求職者に対する就職支援の更なる強化

- ① 常にマッチング場面を意識した基本業務の徹底
 - ・ 専門窓口への的確な誘導により専門相談員による就労支援
- ② きめ細かな就職支援
 - ・ 真にハローワークの支援が必要な求職者への予約制・個別担当者制、職務経歴書等の添削・作成指導、面接対策などを実施

都内ハローワークでは新型コロナウイルス感染症感染防止策を徹底した上で、電話や郵送を活用した来所を求めない方式による求人受理、職業相談・職業紹介業務を展開した。

緊急事態宣言発出を受けて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図るため、4月13日から専門施設、庁舎外窓口、ふるさとハローワークを閉鎖し、6月から業務再開。

下半期の取組

○Withコロナでの対策を行った上で、求人者、求職者支援の強化

- ・ 増加する雇用保険受給者等に対し、受給資格決定時や初回認定時等の早い段階からの個別支援や求人情報提供を行う等、早期再就職に向けた支援の徹底、強化を図る
- ・ 求人確保対策として、都内ハローワークを利用する求職者に紹介できる求人の確保を図るため、求職者ニーズに沿った求人、コロナ禍でもなお人手不足分野の求人を中心に都内就業地求人の積極的な確保に取り組む
- ・ 就職・充足対策の一環として、11月から毎月4日から10日を「東京即面接WEEK!」として、都内ハローワークで事前予約制による面接会を集中的に開催し、開催スケジュールについては、東京ハローワークサイトに掲載し、周知を図る

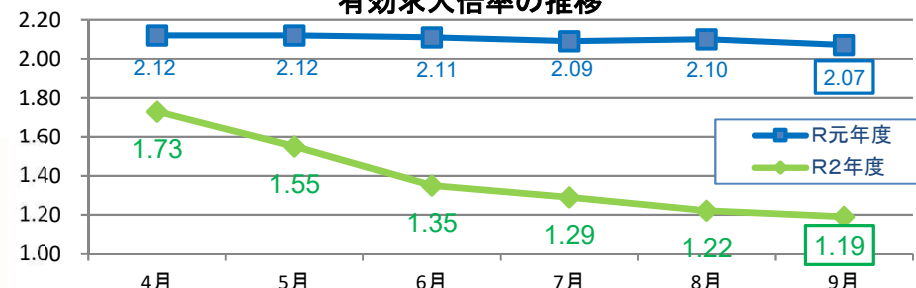


令和2年度 職業紹介業務取扱状況(4月から9月)(全数)

	目標	実績値	達成率	前年同期	前年同期比
新規求職者数	207,752	215,380	103.7%	221,513	▲2.8%
紹介件数	368,771	279,456	75.8%	408,803	▲31.6%
就職件数	48,658	30,964	63.6%	54,569	▲43.3%
就職率(%)	23.4	14.4	▲9.0P	24.6	▲10.2P
新規求人数	690,023	485,929	70.4%	719,560	▲32.5%
充足数	64,713	43,032	66.5%	73,701	▲41.6%
充足率(%)	9.4	8.9	▲0.5P	10.2	▲1.3P

雇用保険受給者取扱状況(4-9月)	令和2年度	令和元年度	前年同期比
受給資格決定件数	79,312	69,267	14.5
受給者実人員(月平均)	50,804	37,407	35.8
再就職手当支給決定件数	17,360	20,333	▲14.6
就職件数	8,138	13,589	▲40.1
早期再就職件数(8月末現在)	16,341	20,888	▲21.8

有効求人倍率の推移



令和2年度 総合評価各指標	年度目標数	実績値(4-9月)	進捗割合
就職件数(常用)(主要指標)	88,120件以上	28,039件	31.8%
求人充足数(常用)(主要指標)	117,354件以上	38,298件	32.6%
雇用保険受給者の早期再就職件数(主要指標)(4-8月)	41,198件以上	16,341件	39.7%
紹介率(補助指標)	1.67%以上	1.21%	▲0.46P
正社員求人数(重点指標)	567,395件以上	230,826件	40.7%
正社員就職件数(重点指標)	34,761件以上	11,617件	33.4%

■吸収力の高い分野への重点支援

- ・ 介護、医療、保育、建設、運輸、警備等の雇用吸収力の高い分野については、都内7か所のハローワーク内(渋谷、池袋、足立、墨田、木場、八王子、立川)に専門の「人材確保・就職支援コーナー」を設置し、個別担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介や求人票だけでは分からない情報の提供(施設等の画像情報、経営理念、入職後のキャリアパス、働く人の声など)の実施
- ・ 各分野における潜在的有資格者を把握し、積極的な求人情報等の提供や事業所の見学と面接をセットにした「ツアー型面接会」、就職面接会開催等によるマッチング支援、未経験者向けの企業説明会や現場見学会の開催
- ・ 東京都、東京都ナースプラザ・東京都福祉人材センターなどの関係機関、業界団体との連携によるセミナーや面接会などのイベント情報の発信

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月から各種イベントを中止し、緊急事態宣言発出時は一部の施設を閉庁。業務再開後も利用者に来所を求めない電話等による職業相談・職業紹介等を実施

令和2年度総合評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
人材不足分野の就職件数	19,661件以上	6,609件	33.6%

求人・求職のマッチングの促進

ツアー型面接会(事業所の見学と面接をセット開催)、現場見学会、業界セミナー・企業説明会、就職面接会などのマッチングイベントを開催。



求職者の皆様を支援

対象職種での就職を希望する方を対象に、担当制による職業相談や求人紹介、求職者向けセミナーの開催や各種イベント情報などを提供。



求人者の皆様を支援

対象職種の求人募集を行う事業主の方を対象に、求職者ニーズを踏まえた求人票の書き方のアドバイスや求職者の動向等の情報提供のほか、業界PRなどを実施。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため各種イベントを中止するとともに、利用者に来所を求めない電話等による職業相談・職業紹介等を実施

WEB会議システム等を活用するオンライン開催を含めた面接会、各種セミナー等を積極的に開催するとともに、電話等による職業相談・職業紹介を実施

下半期の取組

- ・ WEB会議システム等を活用するオンライン開催を含めた面接会、各種セミナー等を積極的に開催するとともに、引き続き、電話等による職業相談・職業紹介等を実施
- ・ 人材確保・就職支援コーナーを中心に求職者に向けた各種情報の発信、きめ細かな職業相談、求人充足に向けた未紹介または未充足求人へのフォローアップ等求人者に向けたコンサルティング支援、介護労働安定センターと連携した雇用管理改善支援などを引き続き実施
- ・ 11月11日の「介護の日」に合わせ、11月を「福祉人材確保重点実施期間」として、都内17所のハローワークにおいて求職者セミナー、ツアー型面接会、管理選考等を集中的に実施
- ・ さらに、毎月11日から17日を「東京介護WEEK!」として、都内ハローワークで介護分野の仕事に関するイベントを集中的に実施
- ・ 東京都福祉人材対策推進機構の専門部会、介護労働安定センター主催の「介護労働懇談会」への参加による周知・啓発の実施
- ・ 東京都雇用対策協定に基づく福祉、保育分野就職イベント等への協力、新規開設特別養護老人ホーム開設時の人材確保支援モデル事業に係る個別求人開拓の実施
- ・ 業界団体との連携による企業説明会及び就職面接会の実施、また、雇用管理改善善促進事業の効果的な運営を図るための周知・広報の強化



各種イベント情報の他、イベントにおける感染対策の紹介、オンライン面接に対するアンケート結果、電話による職業紹介の受け方などを定期的に紹介

オンライン面接会等の開催

2 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

■就職氷河期世代に対する「ミドル世代チャレンジコーナー」での集中的な支援

目的

就職氷河期世代の不安定就労者等に対する支援窓口として、都内6か所のハローワークに専門コーナーを設置。生活設計から就職後の職場定着まで、伴走型チーム支援を実施

主な対象者

概ね35歳以上55歳未満で不安定な就労状態にある者等

主な支援メニュー

- ・ 担当者制による個別支援
- ・ 就職氷河期世代向け求人等を活用した職業紹介
- ・ 応募書類対策、面接対策
- ・ 就職後の職場定着支援
- ・ ハロートレーニング(公的職業訓練)へのあっせん
- ・ 各種セミナー、面接会等の実施 等



令和2年度総合評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
就職氷河期世代の正社員就職件数	7,281件以上	2,560件	35.2%

下半期の取組

○就職氷河期世代の正規雇用化促進

- ・ 就職氷河期世代対象セミナー・合同就職面接会の実施(1月～3月)
- ・ コーナー紹介のためのインターネット動画の作成
- ・ コーナー独自のセミナー・面接会等の実施

○東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

- ・ 労働局、東京都、主要経済・労働団体等で構成する「東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において地域一帯となった就職氷河期世代に対する支援を促進

○幅広い支援メニュー

- ・ 民間の創意工夫による総合的支援「不安定就労者再チャレンジ支援事業」
- ・ 就職に有効な資格の短期取得と実習等による「短期資格等習得コース事業」
- ・ 就労体験を通じて職業に対する理解を深める「職場実習・体験事業」

3 若者に対する就職支援

(1) 新規学校卒業予定者等に対する就職支援

① 新規高等学校卒業予定者に対する就職支援

- ・ 各ハローワークにおいて、管内の高校等と連携し、就職準備相談、模擬面接、事業所見学への同行等の就職支援を実施

【令和2年10月末現在】

	① 卒業予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率 (③/②)
令和3年3月卒	105,558	5,671	2,699	38,888	6.86	47.6%
前年比	1.4%	▲8.6%	▲19.3%	▲26.3%	▲1.65P	▲6.1P

② 新規大学等卒業予定者に対する就職支援

- ・ 東京及び八王子新卒応援ハローワークにおいて、担当者制による個別支援のほか、新卒応援ハローワークの学卒ナビゲーター等が計画的に大学のキャリアセンター等を訪問し、支援ニーズを的確に把握して職業意識啓発やセミナー等を実施
- ・ 東京都との連携による合同就職面接会を実施し、学生等に中小企業を中心とした求人事業主との面接機会の提供と就職促進を図る

【令和2年10月1日現在】

	内定率	前年比
令和3年3月大卒	69.8%	▲7.0P



令和2年度総合評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数	21,337件以上	7,160件	33.6%

下半期の取組

○未内定学生・生徒への就職支援

- ・ 学校と連携し、早期に内定が得られるよう「ひとりにしない」「あきらめさせない」ための個別支援を行うとともに、企業説明会や面接会を引き続き実施

○若者雇用促進法の周知

- ・ 青少年雇用情報の提供制度について、事業所、学校等への周知、啓発をあらゆる機会を捉えて実施

○労働法制の知識の付与

- ・ 職業生活に必要な労働法制の基礎的知識の重要性について、中学校・高等学校等に対し、積極的に周知啓発を行い、要望により講師派遣を実施

(2) 若年者に対する就職支援**■わかものハローワーク等による就職支援**

- 不安定就労期間の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える若者については、「都内わかものハローワーク(渋谷・新宿・日暮里)」及び各ハローワークに設置する「わかもの支援窓口」において、個別担当者制による対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援を実施

【都内わかものハローワークでの支援状況】

	新規求職者	就職件数	就職率
令和2年4～9月	2,751	484	17.6%
前年同期比	▲56.5%	▲70.5%	▲8.3p

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月13日～5月31日までわかものハローワークを一時的に閉鎖

【都内ハローワークにおける若年者(34歳以下)の支援状況】

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和2年4～9月	61,727	6,537	10.6%
前年同期比	▲5.0%	▲45.1%	▲7.7p

令和2年度総合評価重点指標	目標数	実績値 (4-8月)	進捗割合
ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いたフリーター等の件数	7,293件以上	2,027件	27.8%

下半期の取組**○正社員就職の推進**

- 若者の正社員就職の実現を図るため、10～12月に「若者正社員就職応援キャンペーン」期間を設定し、都内わかものハローワークを中心に、集中的な若者向け面接会・セミナー等を実施
- 当キャンペーンのフィナーレとして、非正規雇用の在職者も参加しやすい夜間面接会「2020WINTER!わかもの就職面接会」を、3か所のわかものハローワークが合同で12月4日に開催
- 4月からの正規雇用を目指す若年者合同就職面接会を2月に実施予定

○若年求職者の取込強化

- 都内わかものハローワークにおけるSNS(LINE@)を活用した情報発信や、東京労働局イベント専用のTwitterによるツイート、民間の就職情報サイトへの面接会周知用バナーの掲示による情報発信の実施
- 新型コロナウイルス感染防止のため、都内わかものハローワークでオンラインセミナーを実施(委託事業)

4 公的職業訓練を活かした就職支援等**(1) 地域における職業訓練ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定**

- 東京都及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と緊密な連携を図り、地域の求人・求職者ニーズを踏まえた公的職業訓練の一体的訓練計画を策定

(2) ハートトレーニング(公的職業訓練)による能力開発及び就職支援**① ハートトレーニングへの適切な受講あっせん**

- 職業訓練の受講を希望する者のなかで、再就職のために能力開発が必要な者、職業訓練受講により就職の可能性が高まる者にキャリア・コンサルティングを行うなど、適切な職業訓練受講への誘導を実施

**公的職業訓練における受講申込状況**

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
令和2年度(4月～9月)	5,861	2,077	7,938
対前年同期比	▲9.3%	21.5%	▲2.9%

② 職業訓練受講者に対する的確な支援による早期就職の実現

- 職業訓練受講中から担当者制等による就職支援を行い、職業訓練修了までに就職が見込まれない者については、ハローワークに確実に誘導のうえ、雇用保険適用となる安定した就職ができるよう支援を実施

公的職業訓練修了3か月後の就職状況

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
令和2年度(4月～9月)	2,300	654	2,954
対前年同期比	▲12.9%	▲13.7%	▲13.1%

下半期の取組**○ハートトレーニングの積極的な周知広報の実施**

- 職業相談時におけるコース案内等を活用した周知及び訓練申込みへの誘導
- ハローワーク未利用者に対する基礎自治体・関係機関と連携した広報の展開及びインターネットを活用した制度案内、訓練コースの周知

○訓練受講生への就職支援の強化

- 求職者マイページの開設勧奨及びメッセージ機能を活用した求人情報提供等による、訓練受講中からの積極的な職業紹介を実施
- 公共職業訓練(委託訓練)受講者のうち、訓練修了1か月前の就職未内定者に対する「就職活動日」におけるハローワークへの確実な案内誘導の徹底

5 女性、外国人、障害者、高齢者等の多様な人材の活躍促進

(1) 女性の活躍促進

① 母子家庭の母等の雇用対策の推進

- 各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護・児童扶養手当の担当部署等と連携のもと、マザーズハローワーク及びマザーズコーナーを中心に都内ハローワークにおいて就職支援を実施

都内ハローワークにおける母子家庭の母等ひとり親等の支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和2年4～9月	5,515	979	17.8%
前年同期比	▲5.3%	▲39.1%	▲9.8p

② 女性のライフステージに対応した活躍支援

- 都内にマザーズハローワークを3か所、マザーズコーナーを7か所設置し、就職支援サービスを推進
- マザーズハローワークやコーナーにおける個別担当者制によるきめ細かな職業相談を行う中で、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施



マザーズハローワーク及びマザーズコーナーの個別担当者制による支援状況【令和2年度4～9月の取組状況】

対象者目標数	対象者実績	達成率	就職目標数	就職実績	達成率
2,284	1,969	86.2%	2,138	1,742	81.5%

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月13日～5月31日までマザーズハローワークを一時閉庁。

令和2年度総合評価重点指標	目標数	実績値(4-9月)	進捗割合
マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	93.4%以上	88.5%	▲4.9%

下半期の取組

- マザーズハローワークにおいては、お子様連れでも安心して利用できるよう感染防止対策を徹底した上で、より一層の利用者拡大を図るため、積極的な取材受入れによるメディア利用やSNSを活用するなど、周知・広報を更に推進
- 求職者ニーズに応じたきめ細かな職業相談の実施、仕事と子育ての両立しやすい求人の充実・確保、託児付きセミナーの実施、区市町村と連携した出張セミナー及び保育関連情報提供の充実等
- 東京都が主催する女性の就業拡大イベントと併せ、仕事と子育て両立支援合同就職面接会の実施

(2) 外国人材受入れの環境整備等

① 外国人労働者の適切な雇用管理の確保

- 増加する外国人材及び在留資格「特定技能」により受け入れる外国人材の安定した就労を促進するため、関係機関と協力して事業主に対し外国人雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針について周知を実施

② 外国人留学生・定住外国人等に対する職業相談の実施

- 本年7月に新規開設された外国人在留支援センター(FRESC)内に、東京外国人雇用サービスセンターが移転し、関係機関と連携を取りつつ、日本国内で就職を希望する外国人留学生に対し、職業相談・職業紹介を実施
- 新宿外国人雇用指導・支援センターを中心に、ハローワークとの連携のもと、定住外国人に対する積極的な職業相談・職業紹介を実施



外国人に対する専門施設の支援状況

	東京外国人雇用サービスセンター 支援状況		新宿外国人雇用支援・指導センター 支援状況	
	新規求職者数	就職件数	新規求職者数	就職件数
令和2年4～9月	2,982	162	1,632	277
前年同期比	▲30.9%	▲43.4%	▲19.2%	▲63.9%

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月14日～5月31日まで東京外国人雇用サービスセンターを一時閉庁。

外国人に対する都内ハローワークの支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和2年4～9月	11,429	1,073	9.4%
前年同期比	5.2%	▲38.4%	▲6.6p

下半期の取組

- 計画的な事業所訪問に基づき、適切な雇用管理の助言、指導の実施
- 国内就職を希望する外国人に対し、積極的な職業相談・職業紹介の実施
- 新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、専門施設においてミニ面接会を実施
- 上智大(東京都)とハローワーク新宿との間で全国初となる外国人留学生の就職支援に関する連携協定を11月に締結し、留学早期から日本特有の就活ルールなどを教える等、計画的に支援を実施して、日本国内での就職促進に努める



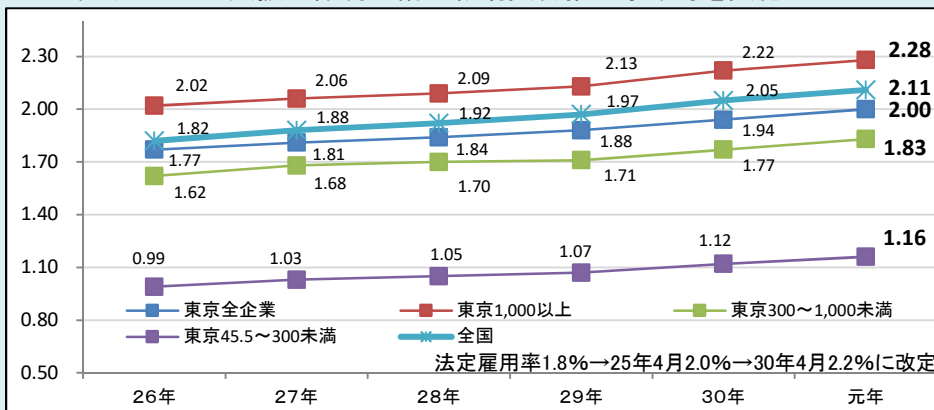
(3) 障害者等の活躍促進

① 公務部門における障害者雇用

- 法定雇用率達成を図るため、障害者雇用に関する理解の促進を第一に、各府省や地方公共団体に対し障害者雇用セミナーや職場見学会等を実施

② 企業に対する指導・支援

- 令和元年6月1日現在の障害者の雇用状況は、民間企業実雇用率2.00%（前年比0.06P増加）、法定雇用率達成企業割合32.0%（同2.4P増加）
- 障害者雇用ゼロ企業や障害者雇用に係るノウハウを有さない企業に対し、企業向けチーム支援の体制整備や職場実習推進事業等を実施



③ 障害者に対する支援

- 個々の障害者の障害特性や就労ニーズに応じたきめ細かい職業相談・職業紹介、個別求人開拓など、ハローワークを中心とした「チーム支援」を実施

	新規求職者数	就職件数	チーム支援	
			対象者数	就職件数
令和2年4～9月	9,186	3,098	3,856	1,643
前年同期比	▲18.2%	▲32.1%	▲7.7%	▲21.0%

令和2年度総合評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
障害者の就職件数	7,229件以上	3,098件	42.9%

下半期の取組

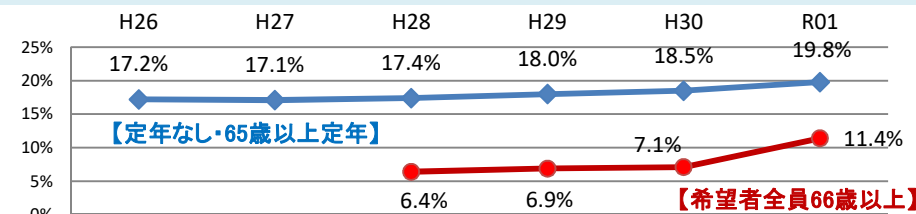
- 令和3年3月1日に法定雇用率が引き上がることを踏まえ、制度の周知を図るとともに雇用率未達成の企業に対し、企業向けチーム支援等を実施
- 精神・発達障害者等の雇用促進及び職場定着を図るため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」(出前講座)を実施
- 公務部門における障害者雇用の計画的な推進への支援の実施
- 精神障害者等の就労パスポートの普及、広報に努める

(4) 高齢者雇用対策の推進

① 高齢者雇用確保措置の状況【令和元年6月1日現在】

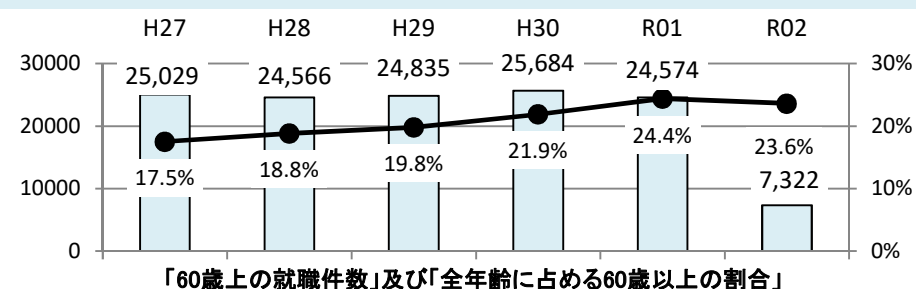
(31人以上規模企業)

- 雇用確保措置実施企業の割合 99.8%（前年比±0.0P）
- 「定年制なし」及び「65歳以上定年企業」の割合 19.8%（前年比1.3P増加）
- 「希望者全員が66歳以上まで働ける企業」の割合 11.4%（前年比4.3P増加）



② 高齢者の再就職支援(令和2年4月～9月の60歳以上の状況)

- 新規求職者 47,036人（前年同期比 2.3%減） うち65歳以上29,087人
- 就職件数 7,322件（前年同期比45.0%減） うち65歳以上 4,106件



③ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

- 地域の実情に応じた就業機会を確保するため、シルバー人材センター連合と連携した周知啓発を実施

令和2年度総合評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	3,216件以上	1,322件	41.1%

下半期の取組

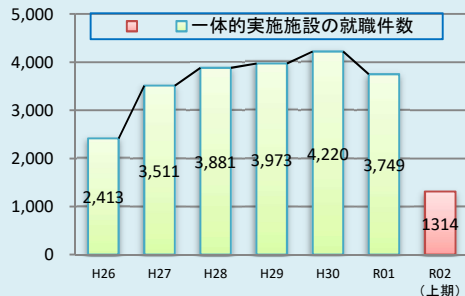
- 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が令和3年4月1日に施行となるため、65歳を超える定年や継続雇用制度等の導入等、70歳までの就業機会の確保について、積極的な周知・啓発を実施
- 高齢者求職者（特に65歳以上）の就職支援に特化した「シニア応援コーナー（生涯現役支援窓口）」における支援の充実強化

6 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進

東京都雇用対策協定やハローワークと基礎自治体が地域雇用問題連絡会議を通じ、それぞれの強みを発揮して、一体となった雇用対策を進めることで、地域住民サービスの更なる強化に取り組んでいます。

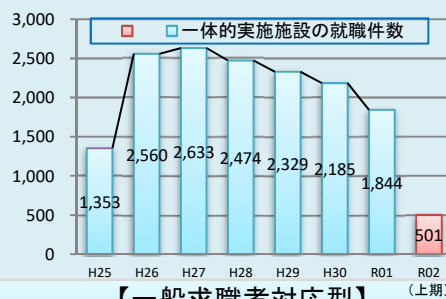
一体的実施事業の展開

- 基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置
- 完全予約制・担当者制で国の職員が対応
- 生活保護受給者等、若年者等に対して、基礎自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開



【生活保護受給者等対応型】

台東区 港区 大田区 世田谷区 新宿区
中野区 杉並区 豊島区 板橋区 練馬区
北区 足立区 荒川区 墨田区 葛飾区
江東区 江戸川区
八王子市 町田市 府中市 調布市
(令和2年10月1日現在17区4市23か所で実施)



【一般求職者対応型】

品川区 杉並区 江戸川区
(令和2年5月1日現在3区で実施)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月13日～5月31日まで一時閉庁。

東京都雇用対策協定の締結

東京都雇用対策協定運営協議

東京労働局

東京都

地域の課題に対し機動的・総合的な雇用対策を実施

地域雇用問題連絡会議の開催

ハローワーク
(17所)

連携事業の協議

基礎自治体
(区市町村)

- 地域のニーズ・特性に応じ、国の労働政策の活用や地域の雇用就業施策との連携強化、共同事業の企画・運営等を協議
 - 構成員
 - ・ 基礎自治体: 首長以下、幹部職員
 - ・ ハローワーク: 所長以下、幹部職員
 - ・ 労働局: 局長以下、幹部職員
 - ・ 労働基準監督署
 - ・ 商工会議所他地域の経済団体、関係機関など
- ※令和2年度9月現在、新型コロナウイルス感染防止の観点から開催実績なし。

就職面接会等の共同開催(地域の経済団体とも連携)

- 就職面接会(若年者、高齢者、障害者)
- 福祉・保育のツアー型面接会
- 求職者向けセミナー
- 基礎自治体窓口への出張相談
- 基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
- 障害者の職業生活を含めた就職支援(チーム支援)

ふるさとハローワーク

ハローワークの関連施設を基礎自治体の求めに応じ、基礎自治体の庁舎等を活用し、職業相談・紹介を実施(令和2年5月1日現在5区11市町で実施)

世田谷区 目黒区 練馬区 北区 荒川区 日野市
昭島市 小平市 東村山市 東大和市 あきる野市
瑞穂町 西東京市 東久留米市 清瀬市 多摩市

ふるさとハローワーク取扱状況:就職件数(4月から9月)

目標数	実績値	達成率
4,824	2,616	54.2%

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月13日～5月31日まで一時閉庁。

HW庁舎外窓口

求職者の利便性の高い地域(駅前等)にハローワークプラザとして設置

大田区 板橋区 足立区 葛飾区 江戸川区
八王子市 立川市 調布市

求人情報オンライン提供

自治体の求めに応じ、ハローワーク求人情報を提供

千代田区 中央区 文京区 台東区、品川区 渋谷区
目黒区 新宿区 杉並区 豊島区 葛飾区 あきる野市
稲城市 東京都産業労働局・福祉保健局

生活保護受給者等就労自立促進事業

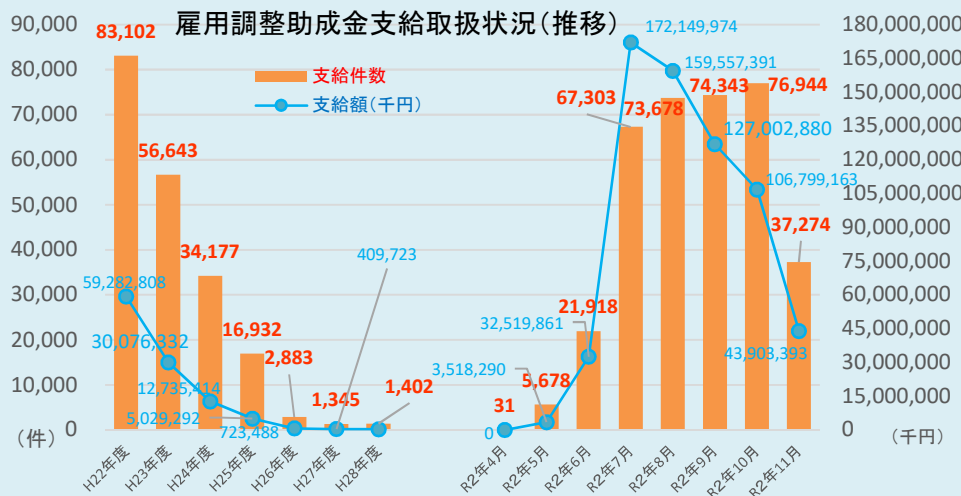
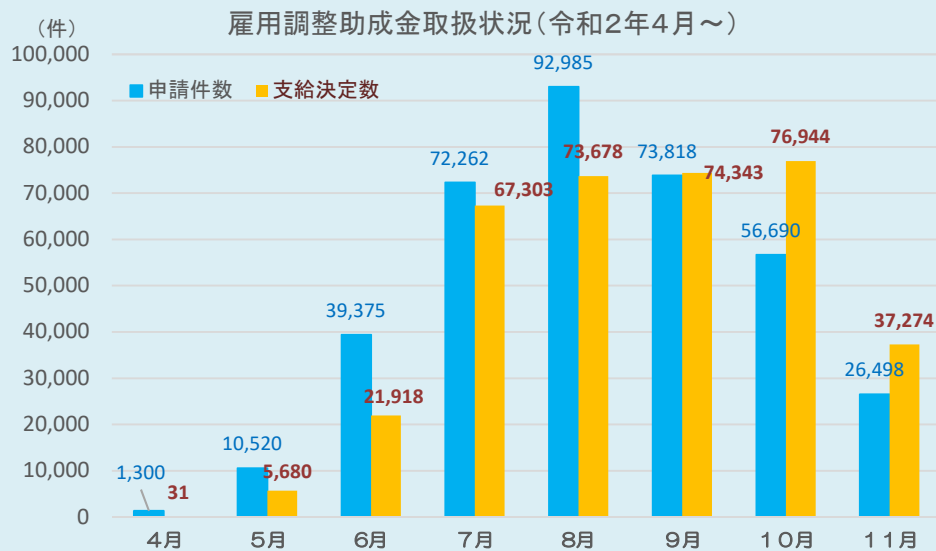
生活保護受給者を含む生活困窮者等の就労支援の充実・強化を図るため、基礎自治体と連携を図りながら、担当制による個別支援や定期的な巡回相談などを実施

令和2年度総合評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	3,216件以上	1,322件	41.1%

雇用維持対策に係る雇用調整助成金及び休業支援金等の進捗状況等

雇用調整助成金の取扱状況

令和2年6月12日に成立した第2次補正予算により、申請書類の簡略化、支給割合の改正(中小企業:10/10)、上限額の引き上げ(8,330円→15,000円)などを受け、申請件数が急激に増加した。また7月～9月の支給件数の合計は21万5千件超となり、リーマンショック時の平成22年度8万3千件の2.6倍に達した。また、雇用調整助成金の特例措置については、来年1月以降も延長が検討されている。

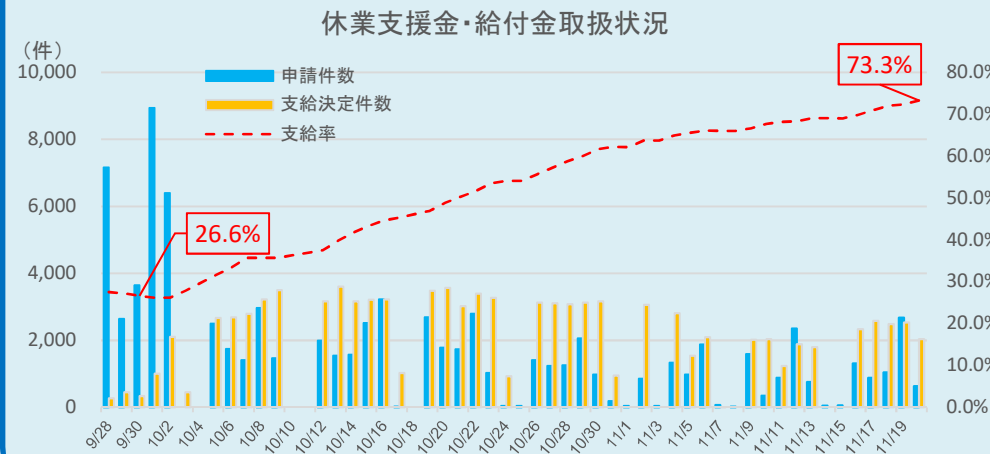


休業支援金・給付金の取扱状況

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により令和2年4月から12月31日までの間に事業主の指示で休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給。申請期間は、休業期間が令和2年4月～9月は令和2年12月31日まで、令和2年10月～12月は令和3年3月31日までとなった。

■ 制度の概要や手続き方法等について

- ・申請主体: 令和2年4月から12月末までの間に事業主の指示で休業した中小企業の労働者
事業主が複数の労働者をまとめて申請することも可能。
- ・申請方法: 郵送またはオンライン申請(10/9から開始)。
- ・審査業務: 東京労働局「休業支援金センター」で実施。



下半期の取組

■ 雇用調整助成金について

- ・経済活動が徐々に再開されたことに伴い、雇用調整助成金の申請件数は減少傾向で推移しているが、感染拡大状況の中において、先行きが不透明である。引き続き、事務処理体制を強固にして迅速支給に全力で取り組む。

■ 休業支援金・給付金について

- ・迅速な支給に向け審査業務の増員、審査方法の見直しを図り支給率も70%を超える状況となった。しかしながら、申請書類の不備等の確認に時間を要していることから、速やかな解消に取り組み、2週間以内の支給に努める。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る需給調整行政の対応

1 感染防止対策の徹底

各種申請・届出について電子申請・郵送への誘導。許可証交付式ほか各種の大規模説明会を中止し、郵送による書類を送付、または3密対策を講じた小規模説明会・個別相談会を開催。来所する場合には予約制相談を実施、待合スペースの3密対策、窓口・打ち合わせスペースに飛沫防止スタンドの設置等。

2 派遣労働者の雇用状況把握や雇用維持要請

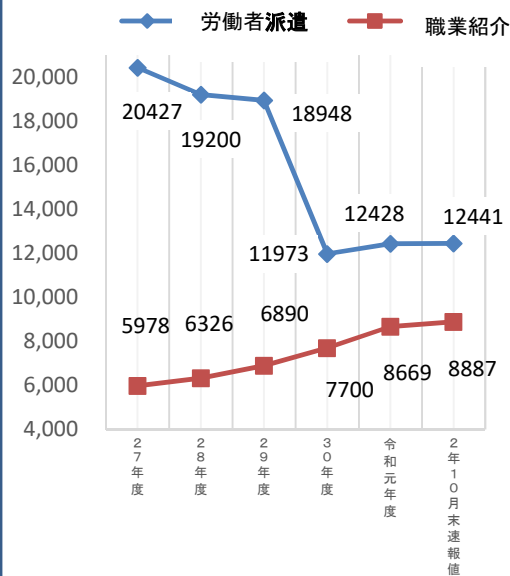
派遣労働者相談窓口の設置(5/13~)。労働者派遣事業者への訪問・電話による新型コロナウイルス感染症による経営への影響、派遣契約・就業状況などの現況把握を実施(5~6月)するほか、事業主指導の際に同様に現況把握を実施。管内の全労働者派遣事業者に対し労働局長名で雇用維持要請を実施(計5回)。

3 新型コロナウイルス感染症の影響下における特例措置等の実施

- ①許可有効期間の更新申請に係る財産的基礎要件の特例措置の実施
- ②派遣労働者の同一労働同一賃金に係る労使協定について、派遣労働者の雇用維持・確保を目的として、職種・地域ごとに一定の要件を満たし、労使で合意した場合に、前々年度の統計調査等を用いることも可能とする。

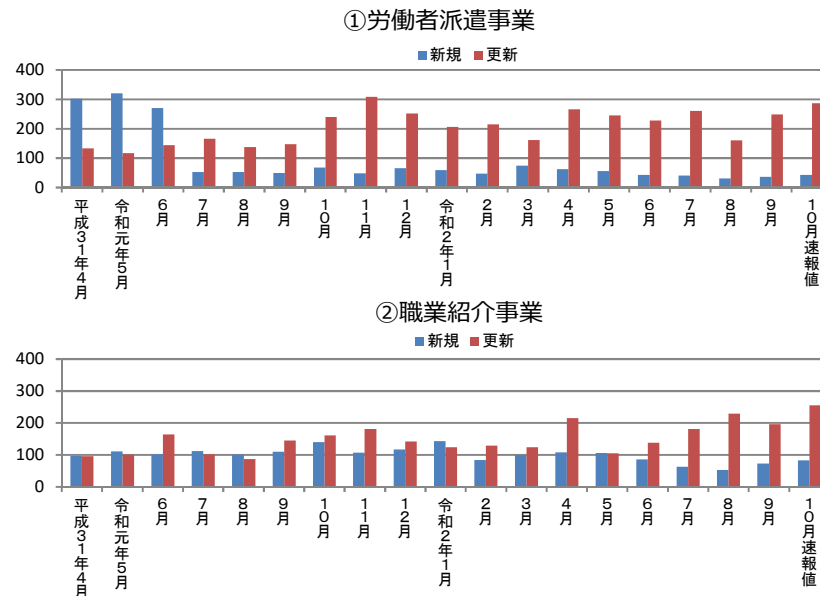
民間人材ビジネスの動向

1 事業所数の推移 (東京局管内)



(注)平成30年9月30日から許可制の一本化へ移行

2 許可件数の推移 (東京局管内)



(注)東京労働局管轄の事業所(他局管轄を含めず)

下半期の取組

- 1 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可申請に係る処理を迅速かつ適切に実施する。
 なお、(旧)特定労働者派遣事業から許可制へ移行して最初の更新を迎えるため、増大する更新の許可申請に対して事務処理体制の強化を図る。
- 2 「労働者派遣法第30条の4第1項の協定」を締結している場合は、「労働者派遣事業報告書」に当該協定を添付することとなり、このことが徹底されるよう、引き続き事業主に対して周知を図っていく。

民間人材ビジネスに対する指導監督、法制度の周知の実施状況

申告・相談への迅速・適切な対応（令和2年4月～令和2年9月実績）

- (1) 申告受理 35件（うち労働者派遣関係33件）（前年同期26件）
- (2) 苦情・相談の状況

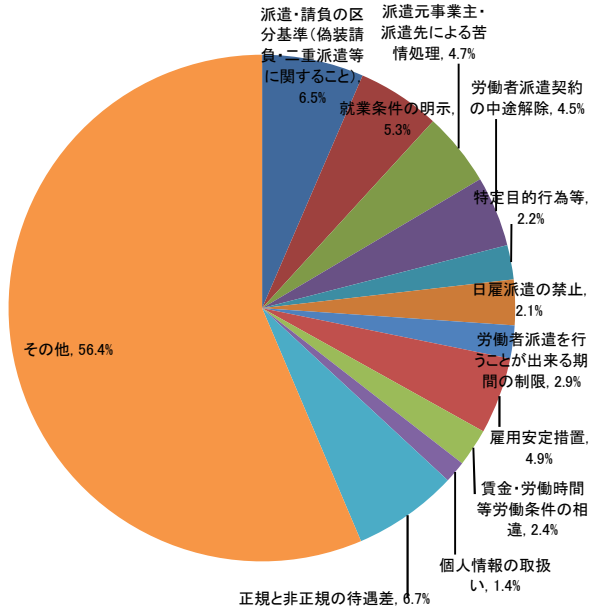
①労働者派遣事業

	件数	前年同期比
計	29,690	▲26.8%
派遣労働者	1,611	+55.7%
派遣元事業主	25,021	▲31.9%
派遣先	1,982	+7.8%
その他	1,076	+13.6%

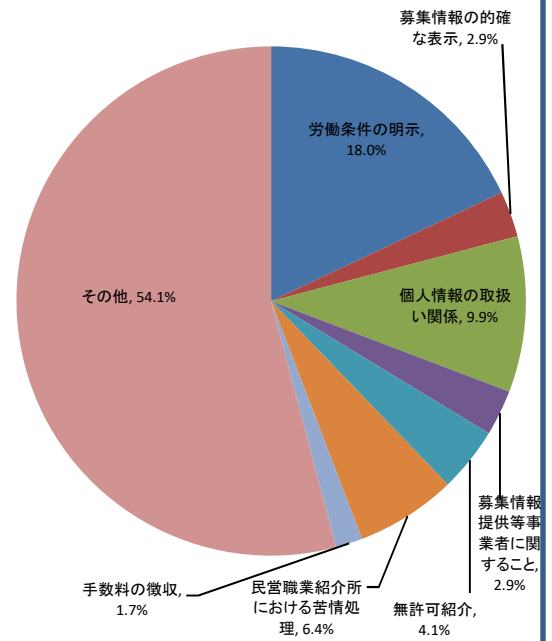
②職業紹介事業

	件数	前年同期比
計	13,271	▲50.9%
求職者	172	+9.6%
求人者	185	▲20.3%
職業紹介事業者	12,465	▲52.4%
その他	449	▲11.8%

苦情・相談の内訳（労働者派遣事業） [派遣労働者]



苦情・相談の内訳（職業紹介事業） [求職者]



個別指導監督（令和2年4月～令和2年9月実績）

	実施事業所数		是正指導率
	実績	前年同期比	
労働者派遣事業	656	▲41.3%	51.5%
職業紹介事業	201	▲41.9%	109.5%

このほか、集団指導（計9回、126事業所対象）を実施。



下半期の取組

- 新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響をより一層注視しつつ、平成27年改正労働者派遣法に基づく雇用安定確保措置等の履行確保に重点を置いた指導監督を実施する。
- 平成30年改正労働者派遣法に基づく同一労働同一賃金の適正な履行確保のため、労使協定の内容確認等による集中的指導監督等を実施する。
- 従来の許可証交付時の説明会、派遣元（先）責任者研修等の集団指導に代え、許可証郵送時の制度説明資料の同封や小規模説明会・個別相談会等のほか、本省作成予定の動画を活用した周知を実施。
- いわゆる偽装請負、多重派遣に対して厳正な指導監督を実施する。
- 職業紹介事業者及び求人者並びに募集情報等提供事業者に対し、平成29年改正職業安定法の履行確保に重点をおいて指導監督を実施する。
- 申告・苦情への迅速な対応を実施する。

重点対策取組状況

第1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

平成30年度から「第6次労働保険未手続事業一掃対策3か年計画」に基づき推進

1 未手続事業の把握、加入促進

厚生労働本省、局内関係部署、関係行政機関と連携した未手続事業の的確な把握を行うとともに、労働保険加入促進委託業務に係る受託事業者と連携した効果的な加入勧奨の実施。

度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主に対する職権成立の措置。

2 労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たり、広く労働保険制度を周知し、自主成立を促す。

第2 労働保険料等の適正徴収

様々な機会を通じ、労働保険制度の周知・指導の推進

年度更新の円滑な運営や口座振替納付の利用勧奨、滞納事業場に対する納付督促・滞納処分、労働保険料算定基礎調査、電子申請の利用促進等を実施し、適正徴収に努める。

第3 労働保険事務組合に対する指導等

事務組合に対し監査・指導・研修等を実施し、事務組合制度の信頼性を確保

事務組合が法令等に則り適正運営されるよう、計画的に監査・指導・研修等を実施。

特別加入制度を周知し、利用促進を図る。

なお、今年度の事務組合監査計画は、新型コロナウイルス感染症防止等の対応のため、昨年度に新規認可した事務組合(3組合)を除き、1年先送りとした。事務組合への重点指導は、十分な感染防止策を講じた上で訪問指導を再開。(重点指導対象事務組合:20組合 ⇒ 9月末現在 6組合(30%)実施)

下半期の取組

第1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進 (2年度成立目標件数=9,200件)

引き続き、未手続事業の的確な把握、効果的な加入勧奨、積極的な職権成立を推進。

11月を「労働保険適用促進強化期間」と位置付け、東京労働局HP及び地方自治体の広報誌等への記事掲載、事業主団体・地方公共団体等への協力依頼など、広報活動の集中展開。

第2 労働保険料等の適正徴収 (2年度目標収納率=元年度(99.35%)以上)

滞納事業主に対する納付督促の実施、納付督促後なお納付がなされない事業場に対する速やかな財産調査・差押え等の強制措置の実施を推進。

算定基礎調査実施計画に基づく算定基礎調査の加速。

第3 労働保険事務組合に対する指導等

雇用保険監察官による監査(新規3組合)及び重点指導対象事務組合(14組合)に対する指導の継続実施。

全事務組合を対象とした研修会は、代替措置として全事務組合に研修資料を送付する予定。

経験が浅い事務担当者に対しては、十分な感染防止策を講じた上で参集型の研修会を開催する予定。

研修会及び関係団体の実施する説明会等において、特別加入制度の周知を実施予定。

未手続事業一掃対策の推進状況(9月末)

	成立目標件数 (年間)	成立件数	達成率
元年度	9,200 件	4,005 件	43.5 %
2年度	9,200 件	5,852 件	63.6 %
差	0 件	+ 1,847 件	+ 20.1 P
元年度末	9,200 件	9,535 件	103.6 %
2年度末	成立目標件数 = 9,200件		

労働保険料 徴収決定及び収納状況(10月末)

	徴収決定額	収納済額	収納率
元年度	7,203 億円	3,151 億円	43.74 %
2年度	7,445 億円	3,212 億円	43.15 %
差	+ 237 億円	+ 61 億円	- 0.59 P
元年度末	7,244 億円	7,197 億円	99.35 %
2年度末	目標収納率 = 元年度(99.35%)以上		

労働保険事務組合への委託状況(令和元年度末)

事務組合数 753組合 適用事業場数 461,080事業場

個別事業場
288,030
(62.47%)委託事業場
173,050
(37.53%)

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※
に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、
業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）

* 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

